

各警察署長 殿

生活安全部長

### 非行防止教室等の積極的な開催について

少年の非行防止、規範意識の醸成等を目的とした非行防止教室等については、少年警察活動に関する訓令（平成15年5月19日付け本部訓令第14号）及び非行防止教室等の積極的な開催について（平成24年3月23日付け通達乙少第115号）等により開催しているところであるが、平成30年1月1日から下記により開催することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、非行防止教室等の積極的な開催について（平成24年3月23日付け通達乙少第115号）、茨城県警察スクールサポーターによる非行防止教室等の一層の推進について（平成27年4月22日付け少発第183号）は、平成29年12月31日限り、廃止する。

### 記

#### 1 開催対象

県内に所在し、学校教育法第1条に規定された学校及び保育所（以下「学校等という。」）の児童・生徒及びその保護者並びに教育関係者

#### 2 非行防止教室等の内容

##### (1) 非行防止教室

- ア インターネットの危険性等を内容とする教室
- イ 低年齢少年に対する規範意識の醸成を内容とする教室
- ウ その他非行防止全般を内容とする教室

##### (2) 薬物乱用防止教室

###### ア 体験型薬物乱用防止教室

薬物の標本・パネル等の展示やクイズ方式などの方法により、有害性、危険性を視覚に訴えるとともに、薬物乱用防止について考えさせる体験型の教室

###### イ パワーポイント等を活用した教室

薬物の有害性、危険性を示したパワーポイントによる講話及びDVD視聴に

よる教室

### 3 開催要領

、学校等の理解と協力を得て、警察職員が非行防止、犯罪被害防止、薬物乱用防止等少年の健全育成に関して講話等を行う。警察署においては、茨城県警察スクールサポーターを積極的に派遣し、地域における少年非行実態を踏まえて開催すること。

#### (1) 幼稚園及び保育所

ア 幼児期は、基本的な生活習慣、規範意識、対人コミュニケーション能力を培い、人間形成の土台となる重要な時期であり、この時期に最も身近である保護者から受ける影響の大きさについて保護者に強く訴えること。

イ 規範意識は一度で身につくものではなく、積み重ねが重要であり、あきらめずに繰り返し教えていく必要があることを盛り込むこと。

ウ 保護者の中には、育児経験が少なく「親」としてのスキルが未熟で育児に悩む者もいることから、その心情に配慮し、育児の意義や楽しさについても触れること。

#### (2) それ以外の学校等

ア 規範を遵守することの重要性を理解させるため、具体的事例に基づいた刑事処分、保護処分及び民事責任に関する内容等を盛り込むこと。

イ 少年の薬物乱用の背景にある薬物乱用に対する正しい知識の欠如や錯誤、認識の甘さに焦点を当て、薬物乱用の有害性、危険性を実感できるよう努めること。

ウ インターネットに起因する犯罪に関しては、コミュニティサイト等に不適切な書き込み等を行えば被害者となるだけでなく、加害者になるおそれがあることについて具体的な事例を示して注意を喚起するとともに、インターネット上に氾濫している違法・有害情報から少年を守る有効な手段であるフィルタリングについて必ず説明し、普及を図ること。

### 4 留意事項

#### (1) 学校等教育機関との連携

生活安全部少年課長及び警察署長は、警察による非行防止教室等の開催について広く広報啓発活動に努めるとともに、平素から学校等の教育機関と連携を図り、開催について学校等の理解と協力を得るよう働きかけ、より多くの学校で開催さ

れるよう配慮すること。

(2) 警察本部と警察署の連携

生活安全部少年課長及び警察署長は、開催計画等について相互に連絡を密にし、共同して開催するなど、効率的かつ効果的な開催に努めること。特に、児童・生徒による犯罪や犯罪被害が発生するなど、当該学校の児童・生徒に対する規範意識の醸成等を速やかに実施する必要があると認められる場合は、学校側に積極的に働きかけ、タイムリーな非行防止教室等の開催に努めること。

(3) 茨城県警察大学生サポーターの派遣要請

茨城県警察大学生サポーター（以下「大学生サポーター」という。）は、少年に年齢が近く、親近感を与える指導が期待できることから、警察署長は、少年サポートセンターに対して大学生サポーターの非行防止教室等への派遣要請を積極的に行うこと。

(4) 年齢に応じた教室の実施

非行防止教室等の対象は、低年齢少年から高校生又は保護者等まで幅広いことから、年齢に応じた分かりやすい教室に努めること。

(5) 教材の活用及び個人のプライバシーの保護等

薬物乱用防止のためには、薬物の有害性、危険性を視覚に強く訴えることが効果的であることから、有害性、危険性を表記したパネルや標本を展示するとともに、DVDを活用するなど実効ある内容とすること。

また、具体的な事例を説明する場合は、個人のプライバシーの保護に十分注意し、児童・生徒の興味をいたずらに喚起し非行等を助長する結果とならないように留意すること。

5 報告

非行防止教室等の開催結果については、当月分を翌月3日まで（休日又は祭日の場合はその翌日まで）に少年サポートセンター第一係へ報告すること。

本件担当

少年課少年サポートセンター第一係

宇留野警部 藤枝係長

警電 753-323

